

入間市国民健康保険税条例改正要旨

〔 国民健康保険税 〕

≪第2条及び第21条関係≫

◆ 賦課限度額の引上げ

- 地方税法施行令の一部が改正（平成30年3月31日公布、4月1日施行）され、基礎課税額の法定賦課限度額が引き上げられたことに伴い、条例の賦課限度額を法定賦課限度額に引き上げるものです。

[平成31年4月1日から施行]

区 分	改正案	現 行
基礎課税額	<u>5.8万円</u>	<u>5.4万円</u>
後期高齢者支援金等課税額	1.9万円	1.9万円
介護納付金課税額	1.6万円	1.6万円
合 計	<u>9.3万円</u>	<u>8.9万円</u>

※後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額は改定なし